

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会から信頼される企業であり続けるため、株主の権利を尊重し、経営の公平性及び透明性を確保しております。また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、取締役会の監査・監督機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行しております。引き続き、経営の効率性・健全性・透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳】

当社は、2016年3月末時点で外国法人等が保有する株式数が2千株(構成比率0.0%)にとどまるため、業務面やコスト面を勘案して、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施していません。

今後も、機関投資家や海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳について検討いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社では、英語版の会社案内(Company Profile)を作成しているほか、ホームページに英語での情報を一部掲載しておりますが、それ以外には英語での情報開示は実施していません。

今後も、海外投資家の構成比率等を勘案したうえで、英語での情報の開示・提供の充実にについて検討いたします。

【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】

現在、経営陣の報酬は業績と連動する仕組みを一部取り入れておりますが、自社株報酬など中長期的な業績と連動する仕組みについて、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の評価結果の開示】

当社は、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会は取締役会に対する監査・監督機能を有しており、また監査等委員は取締役会に出席するため、これにより取締役会全体の実効性が高まり、客観的な評価体制も大幅に強化されました。

こうした取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の開示については、その手法も含めて今後も引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社における政策保有株式は、安定的な取引関係の維持や営業推進などを目的として保有する方針であり、こうした株式の取得や処分については、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金の活用方法はないか等の観点から担当取締役が適宜検証し、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

また、こうした株式に係る議決権の行使については、その議案が当社の保有方針に沿うか、発行会社の健全な経営に役立つか、当社の中長期的な企業価値向上に資するかなど、個々の株式に応じて総合的に判断しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役や主要株主など関連当事者との取引については、社内規程に基づいて、主に当社との利益相反や取引の公平性の観点から、取締役会での承認を得ることとしております。また、取締役会で承認を得た関連当事者との取引の内容については、取締役会に定期的に報告し意見を求めることにより、監視を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 当社では、グループの経営理念や中長期的な経営戦略を定め、毎期の事業報告書に開示しております。

また、当社のホームページ(<http://www.aseed-hd.co.jp>)にも、グループの経営理念や今後の展開方針を開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する当社の基本的な考え方については、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

3. 取締役の報酬については、株主総会において決議された取締役の報酬総額の範囲内で、経済情勢や会社の経営内容、個々の職責および実績等を考慮し、監査等委員以外の取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査等委員の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

4. 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、次の方針に基づいて、取締役会の決議により決定しております。

(1) 経営陣幹部と監査等委員以外の取締役候補

当社グループ全体の更なる発展への貢献が期待できること、管掌部門の問題を適確に把握して他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断して、選任及び指名する。

(2) 監査等委員となる取締役候補

取締役の職務を監査・監督し法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断して、指名する。

5. 当社では、社外取締役候補については、その指名理由を株主総会招集通知に記載しております。経営陣幹部の選任と他の取締役候補の指名については、上記4に記載の方針及び手続きに基づいて行っております。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項と委任の範囲】

当社では、取締役会における決定の範囲として、法令ならびに定款に定める事項のほか、「取締役会規則」で取締役会に付議すべき事項を明確にしております。

また、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、取締役会は法令・定款および「取締役会規則」に定められた事項以外の業務執行を取締役に委任し、各取締役は「職務権限規程」や「稟議規程」等に基づいて業務を執行しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、取締役会において中立的な立場での意見を踏まえた議論を行うため、監査等委員である社外取締役2名と監査等委員以外の社外取締役1名の計3名の独立社外取締役を選任し、それぞれの選任理由を有価証券報告書や株主総会招集通知等に開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法上の要件と東京証券取引所が定める独立性基準を参考にして、社外取締役の独立性判断基準を定めており、取締役会において率直かつ活発で建設的な審議への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役として選任しております。

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」については、本報告書の「II. 1. 機関構成・組織運営に係る事項【独立役員関係】」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役の選任方針】

現在、当社の取締役会の構成人員は9名（うち監査等委員である取締役は3名）で、経営全般、経理財務関係、営業関係、生産関係等の知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が独立社外取締役であり、多様性が確保されております。

当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

当社では、社外取締役3名のうち1名が当社グループ以外の他の上場会社の代表取締役を兼任しておりますが、当社の社外取締役として必要となる時間と労力は十分に確保できるものと考えております。また、業務執行取締役は全員が、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社の取締役としての業務に専念できる体制になっております。

なお、当社の取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、適切に開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の評価】

上記【各原則を実施しない理由】に記載の通りです。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング】

当社の取締役は、取締役役に求められる役割と責務を果たすために必要な知識等を習得するため、必要に応じて外部の研修やセミナー等を受講できるようにしております。また当社では、グループ企業の取締役や執行役員をはじめとする経営幹部を対象とした研修会を、適宜、実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画グループIR広報室をIRの担当部署とし、株主から対話の申し入れがあった場合は、IR広報室が代表取締役や担当取締役等と協議したうえで対応することにしております。なお、対応窓口を一本化することにより、「内部情報管理規程」に基づくインサイダー情報の管理を徹底しております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を年1回開催しております。また、個人投資家向けの説明会を定期的で開催し、当社に対する理解の向上に努めております。これらの活動を通じて株主や投資家から寄せられた意見等は、IR広報室から経営陣に報告され、企業価値の向上に活用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンコムト有限会社	4,601,560	36.76
河本 隆雄	2,052,606	16.40
宝積 良忠	491,980	3.93
河本 大輔	411,920	3.29
株式会社広島銀行	380,160	3.04
河本 充生	378,100	3.02
アシードグループ社員持株会	373,364	2.98
アシード・インベストメント・クラブ	354,400	2.83
寺地 實	354,392	2.83
株式会社中国銀行	191,520	1.53

支配株主(親会社を除く)の有無

河本 隆雄

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- ・大株主の状況は平成28年3月31日の状況です。
- ・持株比率は、自己株式数(978,661株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社取締役会長 河本隆雄、及びその近親者が所有する会社が、議決権の過半数を所有しており、支配株主であります。
当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。
なお、当社の事業活動における関連性はなく、また事業活動の制約もないことから経営の独立性が確保されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
小林 宏明	他の会社の出身者														
小野 隆平	他の会社の出身者														
右佐林 勝好	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 宏明		○	——	企業の代表取締役社長として培われた経験と知識を活かし、内部統制の改善・コンプライアンス強化ならびに、中立的かつ客観的なアドバイスを受けることを目的として選任いたしました。なお、同氏及び同氏が役員を務めてきた会社と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。
小野 隆平	○	○	——	法律の専門家(弁護士)として、また当社グループ全体のコンプライアンス面のチェック機能の強化を目的として選任いたしました。なお、同氏が代表を務める法律事務所と当社子会社との間に、通常法律相談に伴う弁護士報酬の支払いが過去にありましたが、同事務所が規定する報酬を支払っており特別な利害関係はありません。その他の人的関係、資本

				関係、取引関係その他の利害関係はありません。
右佐林 勝好	○	○	—	高い見識と、会社役員を歴任してきた経験面から、取締役のチェック機能の強化を目的として選任いたしました。なお、同氏及び同氏の歴任してきた会社と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

必要に応じて内部統制監査室と連携して対応いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、内部統制監査室から内部監査の情報に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

さらに、3者は定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。特に常勤監査等委員は、効率的な監査を行うため、定期的に内部統制監査室と情報交換を行うとともに内部監査の計画及び実績を調査し、監査等委員会に報告しております。また、必要に応じて、内部統制監査室及びその他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況及びリスク評価について報告と協力を求めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て、独立役員に指定しております。なお、当社の「社外取締役の独立性判断基準」として、以下のいずれにも該当していないこととしております。

- 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人や事務所等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 最近1年間において、上記1～3のいずれかに該当していた者
- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族
 - 上記1～4のいずれかに該当する者
 - 当社の子会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含む。)
 - 最近1年間において、(2)または当社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注a)「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。

(注b)「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを、当社に行った者をいう。(当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において代替性がない程度に依存している金融機関に限る。)

(注c)「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度においてその者(当該財産を得ている者が法人や事務所等の団体である場合は当該団体)の年間連結売上高または総収入金額の10%または1,000万円のいずれか高い方の金額以上の金銭または財産をいう。

(注d)「重要でない者を除く」とは、業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、監査法人・法律事務所等に所属する者については公認会計士・弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)クラスをいう。

(注e)離婚や離縁などによって親族関係が解消されている場合は、「親族」から除く。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役および監査役に対する報酬として、次のとおり有価証券報告書に掲載しております。
平成28年3月期

社内取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 65,772千円

社内取締役(監査等委員)に支払った報酬 5,868千円

社内監査役に支払った報酬 1,866千円

社外役員に支払った報酬 4,530千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会後の取締役会にて決定いたします。
その算定方式は、役職や執行責任に応じた基本報酬に、業績連動報酬(連結経常利益の一部)を合算する方式を採用しております。

【社外取締役のサポート体制】

毎月開催される取締役会に出席し、会社の重要事項や月次の損益状況などについて、取締役より詳細な報告・説明を実施しております。また、取締役等と相互に意見交換を行い、必要に応じて専門的な見地からの助言も受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(企業統治の体制)

企業統治の体制の概要

・取締役会

取締役会は取締役9名(内社外取締役3名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は経営全般に関する重要事項についての意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、その機能強化を図っております。取締役会は執行役員会からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っております。なお、変化の激しい経営環境下において最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年(監査等委員は2年)としております。

・監査等委員会

取締役の業務執行を監視する役割を担う監査等委員会については3名で構成し、社外取締役を過半数としております。これにより、従前の監査役とは異なった議決権を有する取締役として、透明性及び独立性を確保した経営に対する監査・監督機能を強化し、運用しております。

・執行役員会

現在、執行役員会は執行役員3名(内1名は取締役)で構成され、毎月1回開催される定時執行役員会に加え、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。

執行役員会は取締役会による重要な意思決定に基づいて、代表取締役の指揮の下、業務の執行を統括し、遂行の責任を負っております。

(内部監査の状況)

内部監査

業務執行の健全性と経営効率を確保するため、当社及びすべての関係会社を対象に内部統制監査室が年間計画を策定し、会計監査及び業務監査を実施しております。監査結果の報告を代表取締役に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォロー

アップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。なお、内部統制監査室と監査等委員会は常に連携することにより監査の有効性を高めております。

(会計監査の状況)

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、独立した立場から公正な監査を受けております。当事業年度において、会計監査業務を執行した公認会計士(指定有限責任社員・業務執行社員)は、宮本芳樹、家元清文の2名であり、同監査法人に所属しております。なお、上記業務を執行した公認会計士による監査年数は7年を超えておりません。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、独立性基準を満たした社外取締役を選任した体制を採用しております。また、社外取締役を増員して監督機能を担わせることにより、取締役会の機能強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	最集中日を回避し、できるだけ多くの株主に出席して頂けるよう設定しております。
その他	株主様の利便性の向上を目的として、株主総会会場を駅周辺のホテルにしております。また、議事進行の明確化のため、ビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1~2回程度決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1~2回程度決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「投資家情報」を設置し、決算情報、事業報告書、その他開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画グループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	アシードグループの役員、社員は「アシードグループ憲章」に掲げられた精神に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、企業倫理の経営理念に従った企業活動を行い、ステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各取締役の倫理意識の一層の向上を図り、法令遵守の精神を積極的な行動規範として明確にするため、取締役会規則に取締役の業務執行におけるコンプライアンスの維持・確保を明記する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の確認ができる情報(議事録・稟議書・契約書等)の保存・管理体制の整備を進めるとともに、文書管理規程及び各規程の関係条項を見直し、目的達成に有効で具体的制度を盛り込んだ改正を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社におけるリスクの明確化とその発生可能性の大小、発生した場合の影響度、対応策、予防策の構築を行い、それぞれのリスクヘッジを主管する組織とその権限を明確にする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の役割分担、牽制機能を確保しながら、ITの活用や各種規程の検証と改廃等を行い業務執行の決定プロセスの効率化を図るとともに、全体的効率性の確保は内部統制システムの構築と、内部統制監査室及び監査等委員会との計画的、定期的協議・連携を通じて行っていく。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理意識の向上と法令遵守の積極的姿勢に関する規程を就業規則に盛り込み、関係規程やマニュアルに具体化するとともに、これらの周知徹底を教育・研修制度の整備・充実、社内通報制度等の構築によって行う。監査等委員会及び内部統制監査室は、業務監査を強力に実施し、業務が適正に行われるよう監視する。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る資料や情報について、取締役会において報告を求める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定める関係会社管理規程等の社内規程に基づき、内部統制監査室のモニタリングを中心としてグループ全体のリスクマネジメントの推進に関わる課題・対応策を審議する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門及び子会社の事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。

子会社の規模や業種等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部統制監査室は監査等委員会の職務執行に随時協力し、必要あるときはその職務を補助する。監査等委員会が使用人を別に必要とするときは、監査等委員会事務局を総務グループ内に設置して要員を配置する。また、監査等委員会は、要員の配置の代わりに協議によって必要な作業を専門的な外部業者に委託することができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の事務局員の選任は、監査等委員会の同意を得て実施され、その人事・報酬は監査等委員会の事前の了解のもとに行われる。これらの詳細は監査等委員会規則に定める。

9. 監査を支える体制等に関する規程の充実・具体化

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

(2) 当社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

監査等委員会は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役又は使用人にその説明を求めることとし、子会社の取締役、監査役又は使用人は速やかに適切な報告を行う。

(3) 子会社の取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。内部通報制度の担当役員は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に報告する。

(4) 監査等委員会への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(5) 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務分担を明確にして、より実効的な監査の方法を用い、より広範な業務を監査対象とするとともに、監査等委員会と代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換会を開催する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない旨を定め、グループ各社の総務部門を対応部署としている。なお、不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や総務部門への報告を行い、顧問弁護士や警察・暴力追放推進センターとの連携等、組織的な対応を行うよう役員及び従業員に周知徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を、「経営理念の実践における基本的事項」として位置づけ、適切な対応に努める。当社グループは、反社会的勢力に対して、以下の1から5に基づいて対応する。

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、グループ組織全体で対応する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対応する役職員の安全を確保する。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当な要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当な要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応する。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持たないよう努める。また、反社会的勢力からの不当な要求等は拒絶する。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的に対応する。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当な要求等が、当社グループの不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、リベートや利益の上乗せなど、いかなる形態であっても絶対に行わない。

(反社会的勢力への対応態勢)

当社グループにおいて、反社会的勢力への対応を担当する部署(以下「担当部署」という)はグループ各社の総務担当部署、それらを統轄する部署(以下「統轄部署」という)はアシードホールディングス株式会社の総務グループとする。統轄部署は、担当部署と連携して、反社会的勢力に関する情報を一元的に蓄積・管理するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援し、以下の態勢を整備する。

1. グループ各社内での体制(報告・相談等)の整備

(1)統轄部署は、反社会的勢力への対応を行ううえで、必要に応じて関係部署を指定し、対応および協力を求める。統轄部署から指定された関係部署は、統轄部署とともに問題の解決に当たらなければならない。

(2)グループ各社の各部署における反社会的勢力への対応責任者は、部長、グループ(室)の長、および拠点長とする。

(3)グループ各社の取締役および取締役会は、「当社グループの信頼を維持し業務の適切性および健全性を確保していくうえで、反社会的勢力への適切な対応が不可欠である」ことを認識したうえで、その機能を発揮しなければならない。

2. 研修の実施

3. 対応マニュアル等の整備

4. 警察など外部専門機関との連携

